

# 市の財政状況を公表します

市民の皆さんに市の財政状況を知っていただくため、年2回、6月と12月に公表しています。なお、一般会計及び特別会計の予算執行状況については、出納整理期間（4月、5月）が設けられている関係で、決算額とは一致しません。

また、市では、統一的な基準に基づく財務書類を作成しました。主に貸借対照表の概要をお知らせします。行政コスト計算書その他の財務書類、連結財務書類は市ホームページでご覧になれます。

## ■平成30年度下半期の財政状況（3月31日現在）

？ 財政課財政担当（内線）206

### ●一般会計及び特別会計の予算執行状況 単位：千円

会計名	予算現額	収入済額	支出済額
一般会計*	19,147,823	18,617,421	16,725,517
国民健康保険	7,276,916	7,042,696	6,928,635
後期高齢者医療	927,893	887,515	850,555
介護保険	4,967,248	4,851,396	4,429,680
下水道事業*	1,470,033	1,380,924	1,275,972
農業集落排水事業*	204,575	207,904	173,285
黒浜土地区画整理事業	22,380	25,013	5,770
蓮田駅西口第一種市街地再開発事業*	816,353	564,304	78,052

\*印は繰越を含む

### ●企業（水道事業）会計収支の概況 単位：千円

区分	水道事業	
	現計予算額	収入・支出済額
収益的収入	1,326,390	1,326,742
収益的支出	1,164,971	1,152,005
資本的収入	201,165	222,598
資本的支出	479,800	461,264

### ●市債の状況 単位：千円

会計名等	平成29年度末現在高	平成30年度末現在高(見込)
一般会計	15,078,909	14,619,458
下水道事業	7,042,723	6,773,433
農業集落排水事業	916,285	838,386
蓮田駅西口第一種市街地再開発事業	167,139	152,866
企業債（水道事業）	915,417	874,468

### ●市民1人当たりの市債残高

平成31年3月31日現在 376千円（住民基本台帳人口6万1817人）



平成30年3月31日現在 389千円（住民基本台帳人口6万2137人）



## ■平成29年度一般会計等貸借対照表の概要（平成30年3月31日現在） 単位：千円

借方 [資産の部]		貸方 [負債の部]	
<b>固定資産</b>		<b>固定負債</b>	
<b>有形固定資産</b>		地方債 13,774,542	
市役所庁舎、学校、保育園等	事業用資産 33,261,638	長期未払金	-
道路、公園等	インフラ資産 43,947,591	退職手当引当金	2,336,741
	物品 1,124,057	損失補償等引当金	140
	有形固定資産合計 78,333,286	その他	608,383
	<b>無形固定資産</b>	固定負債合計	16,719,806
	ソフトウェア 13,420	<b>流動負債</b>	
	無形固定資産合計 13,420	1年内償還予定地方債	1,471,505
	<b>投資その他の資産</b>	未払金等	-
長期延滞債権や長期貸付金に対して徴収不能とみられる金額の見積り額です。	投資及び出資金 11,429	賞与等引当金	242,196
税金など、市が集めるべきお金の中で、まだ収入されていないものうち、過去1年以内に発生した金額です。	長期延滞債権 221,895	預り金	386,392
未収金や短期貸付金に対して徴収不能とみられる金額の見積り額です。	長期貸付金 3,080	その他	226,748
	基金 1,626,906	流動負債合計	2,326,841
	徴収不能引当金 △18,231	負債合計	19,046,647
	投資その他の資産合計 1,845,078		
	<b>流動資産</b>	<b>[純資産の部]</b>	
	現金預金 1,550,912	固定資産等形成分	81,860,991
	未収金 50,551	剰余分（不足分）	△17,449,761
	短期貸付金 5,450	純資産合計	64,411,230
	基金（財政調整基金） 1,663,757		
	徴収不能引当金 △4,576		
	流動資産合計 3,266,093		
<b>資産合計</b>	<b>83,457,877</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>83,457,877</b>



※千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。



### ？ 保育園保育担当（内線）163

経済的負担を軽減し、子育て世帯を社会全体で支援していくため、10月から全国的に幼児教育・保育の無償化が始まります。

区分によっては、無償化の対象となるために、お住まいの市町村から認定を受ける必要があります。具体的な手続き方法については市から通知を送付する他、市ホームページ等でお知らせします。

**対象**  
3～5歳の子どもまたは住民税非課税世帯の0～2歳の子どもが保育所等を利用する際に負担する費用のうち、利用料に当たる部分

**※実費として徴収される通園送迎費、食料費、行事費等は、無償化の対象外となります。**

**期間**  
満3歳になった後の4月1日から小学校入学までの3年間

※幼稚園や認定こども園（教育部分）等を利用する子どもについては、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化となります。

### 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3～5歳の全ての子どもと、住民税非課税世帯の0～2歳の子どもは、利用料が無償化されます（幼稚園就園奨励費の補助対象の幼稚園は月2万5700円まで）。
- 年収360万円未満相当世帯の子どもと就学前の兄弟のうち、第3子以降の子どもは、副食費が免除される予定です。
- 就学前の障害児の発達支援を利用する3～5歳の子どもの利用料が無償化されます。

### 幼稚園・認定こども園等の預かり保育

- 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から保育認定を受ける必要があります。
- 幼稚園、認定こども園（教育部分）等の利用に加え、利用日数に応じて月1万1300円まで、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもは1万6300円までの利用料が無償化されます。

### 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業及び緊急サポートセンター事業）

- 無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から保育認定を受ける必要があります。
- 3～5歳の子どもは月3万7000円まで、0～2歳の住民税非課税世帯の子どもは月4万2000円までの利用料が無償化されます。

※保育認定の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります。

# 10月1日から 幼児教育・保育の無償化が実施されます